

資料提供制限実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡県立図書館が所蔵する図書館資料（図書、逐次刊行物、古文書、古記録、視聴覚資料など）の提供（閲覧、貸出、複写）を制限することについて定めるものとする。

（提供の制限）

第2条 館長は、図書館資料が次の各号のいずれかに該当するとき、当該図書館資料を提供しないことができる。

- （1） プライバシーなど基本的人権を侵害していると判断された資料等で、裁判所による出版・販売差し止め等の司法判断をされた資料
- （2） わいせつ出版物であるとの判決が確定した資料
- （3） 非公刊資料で、取り扱いに配慮が必要と認められる資料
- （4） 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者との協議により、非公開とした資料
- （5） その他提供しないことが適当であると館長が認めた資料

（提供制限の期限）

第3条 提供制限が決定した資料は、同時に提供制限の期限も定める。期限の変更については、その後の経過を見て判断する。

（制限資料の保管）

第4条 提供制限が決定した資料は、表面に「提供制限資料在中」、資料名、提供制限決定日、提供制限の期限等を記載した封筒に入れ、資料支援室長が書庫で保管、管理する。

（制限資料の閲覧）

第5条 館長は、図書館利用者から制限資料の閲覧請求があり次の各号に該当する場合のみ、所定の場所で閲覧させることができる。なお、制限資料は原則として貸出等を行わない。

- （1） 学術調査・研究のための利用
- （2） 一部のみ提供制限された資料のうち、制限部分以外の利用

（その他）

第6条 その他必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月4日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。